環霧島会議とは、霧島山を取り巻く宮崎・鹿児島両県の５市１町で構成され、県境を越えて連携し、地域活性化を図っています。

環霧七景

第2景・小林市

眺める場所によってさまざまな姿を見せるのも霧島山の魅力の一つ。宮崎・鹿児島両県の5市2町が、それぞれの場所から望むオンリーワンの絶景を紹介します。

眺める場所によって姿を変える霧島山。小林市内にも絶景ポイントがたくさんありますが、「どこから眺める霧島が一番いいか？」という答えには諸説あります。今回は、環境省「自然公園功労者環境大臣表彰」を受けた自然公園指導員の樋ノ口正光（ひのくちまさみつ）さん（63＝小林市）に、「どこから見る霧島が一番好きか」を伺いました。答えは、〝生駒高原から眺める夷守岳〟でした。

美しい形から「生駒富士」とも

夷守岳の魅力は何と言ってもその形の美しさ。特に生駒高原付近から眺めは絶景で、「生駒富士」とも呼ばれています。霧島連山の中でも小林のシンボルともいえ、地域住民からは「南山（みなんやま）」と呼ばれるなど親しまれています。樋ノ口さんは、「霧島連山の中で一番形のきれいな山だと思う」とその魅力を語ります。

四季の花と夷守岳を楽しめる

生駒高原からは、夷守岳を背景に四季折々の花も楽しむことができます。春には菜の花やアイスランドポピーが一面を彩り、秋には約１００万本のコスモスが高原を埋め尽くします。

生駒高原から眺める四季折々の夷守岳。上から、菜の花、アイスランドポピー、コスモス。

EVENT 環霧イベント【えびの市】

京町温泉夏祭り

会場には多くの夜店が並び大勢の人でにぎわい、20時30分からは約5000発の花火が夜空を彩ります。

●日時＝７月19日（土曜）17時～21時●場所＝京町区川内川河川敷（国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所前）●問＝えびの市観光協会（TEL 0984 - 35 - 3838）

EVENT 環霧イベント【湧水町】

湧水町夏まつり

みこしパレード、太鼓やダンスなどのステージイベントが行われ、最後には花火も打ちあがります。

●日時＝７月27日（日曜）１３時30分～21時30分●場所＝栗野市街●問＝湧水町商工会（TEL 0995 - 74 - 2200）

感想や叱咤激励、疑問・質問などお寄せください。

POST CARD

子ども・子育て支援新制度を実施します

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。すべての子どもたちが笑顔で成長していくための本市の取り組みを紹介します。

質の高い幼児教育、保育の総合的な提供

小学校入学前に子どもを預ける施設として、保育所と幼稚園があります。保育所は、仕事などの理由で家庭で保育ができない保護者に代わり保育する施設。幼稚園は、小学校以降の教育の基礎を作るための幼児教育を行う施設です。

今後は、保護者の働いている状況に変わりなく、柔軟に子どもを受け入れられる、幼稚園と保育所の機能を併せ持った「認定こども園」の普及を図ります。

地域の子ども・子育て支援の充実のために

認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により計画的に待機児童の解消を図ります。

保育の量的拡大・確保 教育、保育の質的改善

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるように、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援センター」、「延長保育事業」、「妊婦健診」、「ファミリーサポートセンター事業」など、すでにある事業の充実を図っていきます。

ニーズ調査や子ども・子育て会議で計画策定目指す

新制度に基づく、子ども・子育て支援事業を市の実情を踏まえて計画的に実施するために、平成27年から31年度の5年間の、「小林市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた作業を進めています。

計画の策定にあたって、小学生までの保護者の皆さまに対する「ニーズ調査」（平成25年11月に実施した約２０００世帯に対するアンケート調査）を実施しました。この調査結果に基づいて、施設やサービスをどのくらい整備し、実施していくかを計画していきます。

また、平成25年8月に、子どもの保護者、事業主や幼稚園・保育園の園長先生などからなる「小林市子ども・子育て会議」を設置し、さまざまな立場や視点から協議、健闘を行っています。

計画の策定は平成27年3月を予定しています。

子ども・子育て支援制度Q＆A

Q1 幼稚園・保育所に入園する手続きはどう変わる？

A 新制度では、幼児教育・保育を希望する場合は、就労などによる保育の必要性に応じた「支給認定」を取得してもらいます。保護者は、認定の内容に応じてニーズにあった施設や事業を利用することになります。

Q2 利用料金はどうなるの？

A 利用する人の負担する費用（保育料）は、現在の利用者負担の水準や利用者の負担能力（所得など）に応じて設定されます。一部の幼稚園は現行の制度のまま、就園奨励費制度を継続します。

Q3 今ある「幼稚園」や「保育園」はどうなるの？

A 既存の「幼稚園」と「保育所」はこれまでどおり継続する場合もあれば、「認定こども園」に移行する場合もあります。

Q4 いつから制度が変わるの？

A 平成27年4月から、新制度に基づくサービスが始まる予定です。平成27年4月以降の幼児教育・保育を希望する場合の支給認定の手続きは、平成26年の秋ごろから実施する予定です。

子ども・子育て支援新制度に関する問い合わせは、子育て支援課（TEL 23 - 1278）まで

※お知らせの内容はホームページでもご覧になれます。http://www.city.kobayashi.lg.jp